



OSAKA-ICN.net 会則

第1章 総則

【名称】

本会は「OSAKA-ICN.net」と称する。

【目的】

本会は、大阪府下で感染管理に携わる看護職が、国際研修等で得た知識・実践を共有し、相互に学び合い支え合うネットワークを形成することにより、感染症発生時や医療危機発生時において迅速かつ実効的に対応できる広域的な地域連携体制を構築することを目的とする。

国際研修は本会活動の重要な柱の一つであるが、研修の有無にかかわらず、本会は継続的なネットワークとして活動するものとする。

【活動内容】

- ・国際研修（タイ等）の企画・調整
- ・研修前後の学習および成果共有
- ・会員相互の情報交換、相談、学習会等の実施
- ・平時および有事における感染対策に関する連携・協働
- ・研修の有無に依存しない継続的なネットワーク活動の構築
- ・地域の感染対策向上に資する活動

第2章 会員

【会員資格】

本会の目的に賛同し、大阪府内で従事する感染管理認定看護師、感染症看護専門看護師、感染制御実践看護師等で、本会が実施する国際研修に応募または修了した者、もしくは本会活動に継続的に参加し役員の合意により認められた者。

【権利】

- ・本会が実施する研修、会議、学習会等への参加
- ・ネットワークへの参加および資料・情報提供を受ける権利

【義務】

- ・本会の目的に沿った行動
- ・守秘義務（施設情報、症例情報、個人情報等）
- ・研修参加者は必要な事前準備および研修後の成果共有

【退会】

退会を希望する場合は、メール等により事務局へ申し出るものとする。

第3章 運営

【役員】



代表 1 名、副代表および事務担当は必要に応じて置く。

【役員任期】

当面は定めず、メンバーの合意により随時見直す。

【会議】

会議は必要に応じて開催し、オンライン形式を含めて実施できるものとする。

第 4 章 国際研修

【位置づけ】

国際研修は、本会の学習とネットワーク形成を促進するための手段の一つとして実施する。

【参加条件】

事前オリエンテーションを含め全行程に参加可能であり、自己の健康管理に責任を持てる者とする。

第 5 章 継続的ネットワーク活動

【ネットワークの維持】

研修の有無にかかわらず、会員は情報交換、相互相談、学習活動等を通じてネットワークの維持・発展に努める。

【成果の還元】

会員は、得られた知見を可能な範囲で所属施設や地域に還元するよう努める。

（成果共有）

- 研修成果報告書の提出（HP 掲載予定）
- 院内・地域での感染対策還元（勉強会等）
- ネットワークでの継続的交流
- 報告会の実施

第 6 章 会計

【会費】

現時点では会費は徴収しない。必要が生じた場合は、会員の合意により定める。

【経費】

活動に必要な経費が発生する場合は、その都度協議し負担方法を決定する。

第 7 章 その他

【会則改正】

本会則は、会員全員の合意により改正することができる。

【施行】

本会則は 2026 年 4 月より施行する。